

(5) 事業所内保育事業の設備等基準

項目	基準内容																									
1 児童福祉法に定める事業者の基準（社会福祉法人及び学校法人が設置者である場合を除く）																										
経済的基礎	<p>次の要件をいずれも満たすこと。</p> <p>(1) 直近の会計年度において、地域型保育事業を経営する事業以外の事業含む当該地域型保育事業を行おうとする者全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。</p> <p>(2) 債務超過の状態にないこと。</p> <p>(3) 地域型保育事業を経営する事業に要するものと市長が認める費用の12分の1に相当する額を、安定性があり、かつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有している（以下「安定的な形態で保有している」という。）こと。</p> <p>(4) 不動産の貸与を受けて地域型保育事業を行う場合は、(3)の金額とは別に地域型保育事業所等の年間賃借料に相当する額を安定的な形態で保有していること。</p>																									
社会的信望	児童福祉法に規定する欠格事由に該当しない他、市税等滞納がないこと、暴力団との関係がないこと等、社会的信望を有すること。																									
社会福祉事業に関する知識又は経験	<p>次の(1)又は(2)の要件を満たすこと。</p> <p>(1) 実務を担当する幹部職員が保育士資格を有し、保育所等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者※であるか、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。</p> <p>(2) 経営者に、保育サービスの利用者及び実務を担当する幹部職員を含むこと。</p> <p>※同等以上の能力を有すると認められる者とは次のいずれかに該当する者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的機関等の実施する所長研修を受講した者 ・ 認可を受ける前日において現に存していた認可外保育施設の設置者については、実務を担当する幹部職員が保育士資格を有し、当該認可外保育施設において2年以上勤務した経験を有する者であり、かつ、認可を受ける1年以上以前から認可を受ける前日において当該認可外保育施設の実務を担当する幹部職員として従事している者 																									
2 札幌市児童福祉法施行条例に定める定員の基準																										
利用定員	全体の定員数に応じた地域枠利用定員を設定する必要あり	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1374 1375 1760 1428">利用定員数</th> <th data-bbox="1760 1375 2145 1428">地域枠の利用定員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1374 1428 1760 1480">1人以上5人以下</td> <td data-bbox="1760 1428 2145 1480">1人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1374 1480 1760 1533">6人以上7人以下</td> <td data-bbox="1760 1480 2145 1533">2人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1374 1533 1760 1585">8人以上10人以下</td> <td data-bbox="1760 1533 2145 1585">3人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1374 1585 1760 1638">11人以上15人以下</td> <td data-bbox="1760 1585 2145 1638">4人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1374 1638 1760 1690">16人以上20人以下</td> <td data-bbox="1760 1638 2145 1690">5人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1374 1690 1760 1743">21人以上25人以下</td> <td data-bbox="1760 1690 2145 1743">6人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1374 1743 1760 1795">26人以上30人以下</td> <td data-bbox="1760 1743 2145 1795">7人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1374 1795 1760 1848">31人以上40人以下</td> <td data-bbox="1760 1795 2145 1848">10人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1374 1848 1760 1900">41人以上50人以下</td> <td data-bbox="1760 1848 2145 1900">12人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1374 1900 1760 1953">51人以上60人以下</td> <td data-bbox="1760 1900 2145 1953">15人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1374 1953 1760 1946">61人以上</td> <td data-bbox="1760 1953 2145 1946">20人</td> </tr> </tbody> </table>	利用定員数	地域枠の利用定員数	1人以上5人以下	1人	6人以上7人以下	2人	8人以上10人以下	3人	11人以上15人以下	4人	16人以上20人以下	5人	21人以上25人以下	6人	26人以上30人以下	7人	31人以上40人以下	10人	41人以上50人以下	12人	51人以上60人以下	15人	61人以上	20人
利用定員数	地域枠の利用定員数																									
1人以上5人以下	1人																									
6人以上7人以下	2人																									
8人以上10人以下	3人																									
11人以上15人以下	4人																									
16人以上20人以下	5人																									
21人以上25人以下	6人																									
26人以上30人以下	7人																									
31人以上40人以下	10人																									
41人以上50人以下	12人																									
51人以上60人以下	15人																									
61人以上	20人																									

項目		基準内容
3 札幌市児童福祉法施行条例に定める設備の基準		
保育室等	乳児室又はほふく室	0、1歳の児童数1人あたり3.3㎡以上の乳児室又はほふく室を設けること。
	保育室又は遊戯室	2歳の児童数1人あたり1.98㎡以上の保育室又は遊戯室を設けること。
	その他必置設備	(1) 定員が20名未満 : 調理設備及び便所を設けること。 (2) 定員が20名以上 : 調理室、医務室及び便所を設けること。 ※ 事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む ※ 食事の提供を外部搬入による場合であっても、加熱、保存等の調理機能を有する設備が必要
	屋外遊戯場	2歳以上の児童数1人あたり3.3㎡以上の屋外遊戯場を設けること。 ※市長が特に特に認めた場合に限り、近隣の都市公園をこれらに代えることができる。
	建物構造等	保育室等を2階以上に設ける場合は、次の要件を満たすこと。 (1) 耐火建築物又は準耐火建築物であること。 (2) 保育室等を設ける階数に応じ、札幌市児童福祉法施行条例に規定する避難設備等の要件を満たすこと。
4 札幌市児童福祉法施行条例に定める運営の基準		
職員	保育士 ・ 保育従事者	(1) 定員が20名未満 : 保育従事者2人(うち1人は非常勤で可)に加え、利用児童数に応じて次のとおり ア 0歳の利用児童数3人につき保育従事者1人以上 イ 1、2歳の利用児童数6人につき保育従事者1人以上 保育標準時間認定子どもが利用する場合は、上記に加え非常勤保育従事者1人以上 保育従事者のうち3分の2以上は保育士とする必要がある。 (2) 定員が20名以上 : 保育士2人(うち1人は非常勤で可)に加え、利用児童数に応じて次のとおり ア 0歳の利用児童数3人につき保育士1人以上 イ 1、2歳の利用児童数6人につき保育士1人以上 保育標準時間認定子どもが利用する場合は、上記に加え保育士(原則常勤)1人以上 ※ 両者とも保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。
	調理員	調理員1人(非常勤可、定員40名以上は調理員2名)以上 ※ 調理業務を委託する場合は、調理員の配置は不要(ただし、栄養士又は管理栄養士を1人以上配置すること。) ※ 食事の提供を外部搬入による場合は、調理員の配置は不要
	事務職員	事務職員1人(非常勤可)以上
	嘱託医	嘱託医と嘱託歯科医とを各1人以上
	食事	原則、自園調理(事業所の調理設備により調理し、食事を提供すること) ※ 一定の要件を満たす場合に外部搬入を認める。
	連携施設	①保育内容の支援 ②代替保育 ③卒園後の受け皿 の各機能について連携施設を確保すること。 ※ ①、③については、平成32年3月末日まで確保しないことができる。(経過措置) ※ 定員20名以上の場合は①、②は不要。